

民事信託契約の具体例①（受益者連続信託）

〔公正証書の記載例の一部〕

【受益者について】

（受益者）

第17条 本信託の当初の受益者は、委託者甲である。

当初受益者甲が死亡したときは、第二次受益者として委託者の妻丙を指定し、第二次受益者が死亡した時は、第三次受益者として子丁を指定する。

☆ **配偶者より先の受益者を連続的にするか否かは、特に慎重に考えます。**

（例えば、妻丙→姉A→妹B→子丁→孫Cは慎重に）

（CF、妻丙→孫C、姉A妹B子丁の利益は別の方法を検討）

☆ **受益者甲（自己信託故無税）→受益者丙（配偶者控除）までは良いとしても、その先の受益者を誰にするか、受益者連続的な信託を活用するのか別の方法にするのか、別の制度と信託を併用（使用貸借ないし賃貸借と信託の併用）するのは、信託に関する税法の扱いや相続税や譲渡税法の規定や動向を踏まえ、特に税法の扱いを慎重に検討して判断します。**

（受益権）

第18条 受益者は、受益権として以下の内容の権利を有する。

- （1）信託財産目録記載1から28の信託不動産を第三者に賃貸したことによる賃料から給付を受ける権利
- （2）信託財産目録記載1から28の信託不動産が処分された場合には、その代価から給付を受ける権利